

「市・県民税」申告相談のお知らせ

市・県民税の申告時期が近づいてきました。市・県民税の申告は、あなたの市民税と県民税を計算するための基礎資料となります。また、国民健康保険の税額や各種手当・行政サービスの負担額等の大事な判定資料となるため、収入がない人でも申告が必要なのは、必ず申告してください。

申告がスムーズに行えるよう関係書類の準備をお願いします。

受付期間／2月3日(金)～3月15日(水)

■所得税・贈与税の申告と納税は 3月15日(水)まで
 ■消費税・地方消費税の申告と納税は 3月31日(金)まで
 ■国民健康保険税の申告は 4月14日(金)まで

1. 申告が必要な方

- ◆平成29年1月1日現在、つがる市に住所を有している方
(住民登録の有無にかかわらず、現に居住している方)
- ◆営業、農業等事業を営んでいる方、または地代(小作料)、家賃等その他の収入がある方
※収入があれば、所得がゼロやマイナスの場合でも申告が必要です。
※譲渡所得があった方で税務署への確定申告が不要になった方でも市・県民税の申告は必要です。
- ◆給与所得者で給与以外に収入がある方、または2カ所以上の支払者から給与をもらった方
- ◆勤務先からつがる市に給与支払報告書が提出されない方(あなたの給与支払報告書がつがる市に提出されているかどうかは、給与支払者にご確認ください)
- ◆収入のない方でも、次のような方は申告してください。
 - ①国民健康保険に加入している方
 - ②他の市町村に住んでいる人の扶養になっている方(扶養している方の氏名、住所等をお知らせください)

2. 申告する必要のない方

- ◆平成28年分の所得税の確定申告書(青色申告等)を税務署に提出される方
- ◆給与所得者で毎月の給与から市・県民税を差し引かれ、他に収入がない方
- ◆公的年金等の収入のみの方で、支払者からつがる市に公的年金等支払報告書が提出されていて、医療費控除等の各種控除を受けない方、または、税務署へ確定申告書を提出する必要のない方

3. 申告をしなければならない方が申告をしない場合

- ◆国民健康保険税の軽減措置(7割・5割・2割)が受けられません。
- ◆所得等に関する証明書(所得証明・課税証明等)が発行されません。

申告相談には次のものをご持参ください

- 印鑑(認め印で可)
- 収入・経費等の分かる書類
 - ▶営業等・・・「収支内訳書」と売上、仕入・必要経費等所得が計算できる資料
 - ▶農業・・・「収支内訳書」と出荷証明書等収入の分かるもの、必要経費となる領収書等
 - ▶不動産・・・「収支内訳書」と地代・家賃等収入の分かるもの、必要経費となる領収書等
 - ▶給与・・・源泉徴収票
 - ▶一時・・・生命保険金等の受取に係る証明書等
 - ▶譲渡・・・売買契約書、特別控除を適用するための証明書等
- 社会保険料控除(国民年金の証明書、国保税・介護保険料等の領収書)
- 生命保険、地震保険、個人年金、介護医療等の保険料控除証明書
- 医療費控除(医療費等の領収書⇒必ず、総額を計算してきてください)
- 身体障害者等の手帳
- その他必要と思われる各種証明書
- 所得税の還付を受ける場合は、本人の金融機関名および口座番号の分かるもの
- 所得税の振替納税希望の方は、本人の金融機関名および口座番号の分かるものと通帳の届出印
- マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード、お持ちでない方は通知カードおよび運転免許証など

平成29年度からの主な変更点

- 所得税確定申告書にマイナンバーの記載が必要となりました。
- 税務署とつがる市とのデータ連携による申告業務効率化のため、相談者の方には利用者識別番号の取得を会場をお願いすることになります。お手数ではございますが、取得の際には職員を配置いたしておりますのでご協力をお願いいたします。

3月16日以降の所得税確定申告は市役所で受付出来ません。税務署へご相談下さい。

【問い合わせ先】 税務課 電話 42-2111 (内線212・214・219)

e-Taxならこんなにいいこと！！

1. 自宅やオフィスなどからインターネットを利用して申告、申請・届け出などができます。
 - 消費税、所得税、法人税、贈与税などの申告ができます(中間申告・予定申告を含みます)。
 - 各種申請・届け出のほか、納税証明書の交付請求や法定調書の提出などが出来ます。
 2. 添付書類の提出省略
 - 医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容(病院等の名称、支払金額など)を入力して送信することにより、これらの書類の提出または提示を省略することが出来ます。
 3. 還付がスピーディー
 - e-Taxで申告された還付申告は3週間程度で処理しています。
- 詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。 【www.e-tax.nta.go.jp】

申告相談日程表

受付時間：8時45分から16時30分（正午から13時までは除きます）

木造・柏・森田地区〔会場：松の館2階 視聴覚室〕

月	火	水	木	金
1/30	1/31	2/1	2/2	2/3
				【柏地区】 小和巻・上派立
2/6	2/7	2/8	2/9	2/10
【柏地区】 小中野・下町 鶴野団地・かしわ団地 かしわニュータウン	【柏地区】 下古川・鷺坂	【柏地区】 稲盛・上古川・八重崎 岩木団地・第2岩木団地	【柏地区】 玉水・沖蒔・末吉	【柏地区】 藤岡・広須・姥島
2/13	2/14	2/15	2/16	2/17
【森田地区】 勝山・大館	【森田地区】 床舞	【森田地区】 森田	【森田地区】 相野	【森田地区】 山田・つぎみの団地 月見野丘団地 第二月見野丘団地
2/20	2/21	2/22	2/23	2/24
【森田地区】 猫淵・中田 漆館・吉野	【川除地区】 芦屋・川除・豊田 今市・芦沼・秋桜団地	【川除・出精地区】 蓮川・立花 出野里・芦部岡	【出精地区】 大畑・東林・西林	【出精地区】 生田・兼館・石館 善積・堅固
2/27	2/28	3/1	3/2	3/3
【出精地区】 夕日岡・出崎・蓮花田 永田・土滝・加納・小田原	【柴田地区】 濁川・中の林 中館・細川・町居田	【柴田地区】 桜井・里見・柴田 近野・十文字・平野	【柴田・越水地区】 菊川・福原・千代田 遠山・三ツ館・下福原	【越水地区】 広岡・あざみ岡・越水 駒田・吉見・吹原 南広森・丸山
3/6	3/7	3/8	3/9	3/10
【館岡地区】 館岡・亀ヶ岡 筒木坂・平滝	【館岡・出来島地区】 菰槌・大湯町・出来島	【旧 町】 有楽町・菰中・浮巣	【旧 町】 上町・松原	【旧 町】 蓮沼・赤根 浦船団地
3/13	3/14	3/15	平日の相談が困難な方へ （お勤めなどでお休みが取れない方） 2月26日（日）、3月12日（日） 8時45分～16時30分 松の館2階で受付	
【旧 町】 田町・桜木団地 若緑団地	【旧 町】 横町・清水町 成田団地	【旧 町】 千代町・吉岡下木造		

車力地区〔会場：車力出張所〕

月	火	水	木	金
1/30	1/31	2/1	2/2	2/3
				車力町 下車力町
2/6	2/7	2/8	2/9	2/10
車力町 下車力町	牛瀧町 下牛瀧町 豊富町	富沼町		

稲垣地区〔会場：稲垣公民館内〕

月	火	水	木	金
2/13	2/14	2/15	2/16	2/17
	千年・再賀 沖善津・吉出	語利 沼館 沼崎	元増 福富	中派立・前村 下派立・野田 桑田
2/20	2/21			
鶴見里・細沼 穂積・野末 家調	繁田・繁沼 船越・下繁田			

※午前中は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。

※申告がスムーズに行えるよう地区毎に日程を定めています。なるべく割り当てられた期日にお越しください。

【申告期間中の問い合わせ先】

- ・松の館（申告相談専用）電話 49-2213（2月3日～3月15日）
- ・車力出張所 電話56-2111（2月3日～2月10日）
- ・稲垣出張所 電話46-2111（2月14日～2月21日）

介護課からの お知らせ

要介護認定者に対する所得税、市・県民税の 障害者控除について(税申告用)

障害者手帳等の交付を受けていない満65歳以上の方で、要介護／要支援判定を受けていて次の要件にあてはまる場合は、所得税や市・県民税の申告の際に**障害者控除対象者認定書**を添付することで障害者控除が受けられます。

控除対象は被保険者本人、または被保険者を扶養控除対象としている親族です。

障害者控除対象者認定書の交付申請は市役所介護課で受け付けし、郵送による交付となりますので、確定申告を行う前に申請してください。なお、平成28年7月～9月に介護サービス等を利用している対象者には、平成29年1月に送付される介護給付費通知書に申請書を同封します。

障害者控除の対象となる要件		障害者控除の区分	所得控除額 所得税	所得控除額 市・県民税
○要介護1～3の高齢者 ○要支援1、2の認知症高齢者で、日常生活自立度Ⅱa～Ⅲbの方		障害者控除	27万円	26万円
○要介護4～5の高齢者 ○要支援1、2または要介護1～3の認知症高齢者で、日常生活自立度Ⅳ、Ⅴの方		特別障害者控除	40万円	30万円
注意点	- 対象となるのは平成28年12月31日（死亡者は死亡日の翌日）を基準として、それ以前に6ヶ月以上の介護認定期間があった方です。平成28年7月1日以降に初めて認定された方は、翌年からの適用となります。 - 障害者手帳を交付されていて障害者控除の対象となる方でも、介護度が4～5など要件を満たしていれば、所得控除については特別障害者控除の扱いとなるため申請が可能です。 - 対象者が特別障害者で同居老親等扶養親族である場合などには、扶養控除にも加算があります。 - 対象者の日常生活自立度については、市役所介護課へお問い合わせください。			
申請 手続き	- 事前に介護保険被保険者証（オレンジ色）により介護度を確認してください。 - 認め印をご持参の上、介護課へお越しください。			
認定書 の交付	- 申請された内容について審査した上で郵送により認定書を送付します。 - 被保険者一人につき一通のみの交付となります。			

【問い合わせ先】 介護課 電話42-2111（内線231）

赤十字活動資金にご協力ください

ー平成29年度の社員増強・社資増収運動がはじまりますー

日頃、赤十字活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

近年わが国では、自然災害が多発しており、人的被害はもとより家屋等に甚大な被害を受けました。

日本赤十字社青森県支部では、被災地に救護班を派遣し医療救護活動を実施したほか、救援物資を提供するなど物心両面による支援に努めました。また、県内で発生した火災や風水害に対して、毛布などの救援物資の交付を行っています。

これら災害救援活動のほかにも、地域等で福祉活動を推進する赤十字奉仕団の育成や、子どもたちの“やさしさと思いやり”の心を育む青少年赤十字の育成などの活動を行っており、これらは赤十字社員が納めてくださる社資（社費・寄付金）を財源に賄われています。

日赤青森県支部では、平成29年2月1日より、平成29年度に実施する赤十字活動の資金確保のため社資運動を実施いたします。日本赤十字社が果たすべき役割と本運動の趣旨をご理解いただき、各地区の運動奉仕者が訪問した際には、赤十字社員への加入ならびに社資へご協力くださるようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

日本赤十字社青森県支部 電話017-722-2011 つがる市地区(つがる市福祉課) 電話42-2111(内線245)

平成28年度日赤つがる市地区 社資実績

地 区	件 数	金 額
木 造	3,360件	2,601,500円
森 田	1,108件	636,300円
柏	903件	856,400円
稲 垣	1,052件	983,000円
車 力	975件	945,000円
計	7,398件	6,022,200円

国民年金保険料は口座振替がお得です

年金情報

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用できます。

口座振替は、現金納付よりも割引額が大きい6カ月前納・1年前納・2年前納や、月々50円割引となる早割制度が用意されています。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関や最寄りの年金事務所、または市民課年金係へお申し出ください。



平成29年4月より、現金・クレジットカード納付による2年前納が始まります

平成29年4月より、口座振替に加えて現金・クレジットカード納付についても、割引額の大きな2年前納をご利用いただけるようになります。

●現金（納付書）による前納

任意の月から翌年度末までの前納が可能になります。（最大で4月分から翌々年3月分までの2年分の前納が可能になります）

●クレジットカードによる前納

新たに2年前納が可能になります。現在の口座振替による2年前納と同じく、4月分から翌々年3月分までの保険料を4月末に納付いただきます。

現金・クレジットカードによる2年前納の申出の受付開始は、平成29年1月を予定しています。

移動年金相談日 日時 1月25日（水）、2月22日（水）、3月22日（水）10時～15時
場所 つがる市役所 2階相談室 ※事前の予約が必要です。
弘前年金事務所 お客様相談室 電話0172-27-1309

【問い合わせ先】 つがる市市民課 電話42-2111（内線261・267） 弘前年金事務所 電話0172-27-1337
稲垣出張所 電話46-2111 車力出張所 電話56-2111

こころを学ぶ家族教室

「コミュニケーションがうまくいかない」「新しい環境に適應するのが難しい」などの特徴から、家族として対応方法や向き合い方に悩むことはありませんか？

今年度は下記の内容で「**大人の発達障害**」をテーマに、家族教室を開催します。診断が下りていなくても発達障害の傾向があるのではないかとこの方のご家族もどうぞお気軽にご参加ください。

	日 時	内 容	講 師
第1回	1月20日（金） 14時～15時30分	講話「 大人の発達障害 」 ～発達の特徴をつかんで対応の 仕方を考えよう～	特定非営利活動法人あーんど 理事長 青森県発達障害者支援センター「わかば」 （津軽地域）センター長 大橋 一之 氏
第2回	2月28日（火） 14時～15時30分	精神科のお薬いろいろ相談 ～薬に関する疑問・質問にお答 えします～	一般財団法人愛成会弘前愛成会病院 薬剤部長 内山 道子 氏
第3回	3月7日（火） 10時～11時30分	家族のメンタルヘルス ～情報交換会～	臨床心理士 齋藤 千夏 氏

対象者 発達障害の傾向がある方（未診断含む）のご家族 など
場 所 生涯学習交流センター松の館 2階 和室（第1回）研修室（第2・3回）
申込等 開催日3日前までに電話でお申し込みください。
また、講師に聞きたいことがありましたら申し込み時にお知らせください。
その他 教室での個人情報に関することは秘密厳守でお願いいたします。

発達障害の方々が持っている特徴の例として
コミュニケーションが苦手 特定の事へのこだわりが多い
感情のコントロールが苦手 仕事が長続きしない など

【申し込み・問い合わせ先】 健康推進課 電話42-2111（内線306）

